

令和6年度 長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請説明書

本説明書は、令和6年度の総合評価落札方式の企業の施工能力に係る「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請」を行う際、各項目・内容について求める要件及び申請方法を説明するものである。

○事前審査制度の概要

申請時期及び適用開始と申請項目について

	第1回申請	第2回申請	随時申請
申請時期	前年度の1月～2月末日	毎年4月1日～4月15日	毎年5月以降の毎月1日～15日
適用開始	当該年度の4月1日以降の入札公告	当該年度の5月1日以降の入札公告	申請月の翌月の1日以降の入札公告
申請項目	工事成績の評定	年間受注高の状況 (年度平均完成工事高)	第1回申請項目と第2回申請項目の新規申請 及び登録済み項目の部分修正
	施工実績件数	管内の施工実績	
	優秀工事表彰 (県データ活用)	社会貢献活動の実績A	
	継続的専門能力啓発システム (県データ活用)	社会貢献活動の実績B	
	従業員数 (県データ活用)	①消防団員の雇用	
		②「土木の日」又は「住宅フェア」の イベント運営協力	
	③道守等の所属		
	④山地防災ヘルパーの活動実績		
	⑤高校生、大学生等が取り組む建設業に 係る現場実習協力		

○各評価項目別の要件及び申請方法

1. 工事成績評定【第1回申請又は随時申請の登録項目】

【工事成績評定（平均点）の評価の基準：施工能力1型（施工計画1型）の配点例】

	土木一式	とび		舗装	解体	PC		鋼構造物	浮桟橋		塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテン		ハイブリッド	鋼製						
80点以上	0.4	0.5				0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4
78点以上80点未満	0.3	0.38				0.3	0.38	0.3	0.38	0.3	0.38	0.3	0.38	0.3	0.38	0.3
76点以上78点未満	0.2	0.25				0.2	0.25	0.2	0.25	0.2	0.25	0.2	0.25	0.2	0.25	0.2
74点以上76点未満	0.1	0.13				0.1	0.13	0.1	0.13	0.1	0.13	0.1	0.13	0.1	0.13	0.1
74点未満	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
第1回申請の申請期間	←→						
第1回申請結果の適用開始				4月1日以降の公告から →			
第2回申請の申請期間				←→			
第2回申請結果の適用開始					5月1日以降の公告から →		
随時申請の申請期間（5月申請）					←→		
随時申請結果の適用開始				申請期間の翌月1日以降の公告から →			
随時申請の申請期間（6月申請）						←→	
随時申請結果の適用開始						申請期間の翌月1日以降の公告から →	

【工事成績評価（実績件数）の評価の基準：施工能力1型（施工計画1型）の配点例】

	土木一式	舗装
10件以上	0.4	0.5
7件以上10件未満	0.3	0.38
4件以上7件未満	0.2	0.25
1件以上3件未満	0.1	0.13
実績なし	0	0

	とび		解体	PC				鋼構造 物	浮桟橋 ハイフ リッド	浮桟橋 鋼製	鋼橋上 部	塗装	しゅん せつ	電気	管	電気通信	建築一式
	吹付	地すべ り		タンク	フレテン	ポステン	フレテン ポステン										
2件以上	0.5			0.5					0.4	0.5	0.9	0.5	0.4		0.5		0.4
1件以上2件未満	0.25			0.25					0.2	0.25	0.45	0.25	0.2		0.25		0.2
実績なし	0			0					0	0	0	0	0		0		0

①実績対象工事の要件

- ・公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間又は5年間の当該工事と同一工事業種の工事成績評価の平均点とする。
- ※工事成績評価は、「長崎県建設工事執行規則の施行について」（昭和49年4月25日49監第187号）に基づくものとする。
- ・工事成績評価の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員またはその他の構成員の工事成績評価とする。
- ・「工事完成確認書」の通知日が、対象期間の範囲にあるものとする。
- ・工事種別毎の対象期間及び対象工事の発注機関は下表のとおり。

総合評価の対象工事	対象期間	発注機関	
土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 舗装工事	2年間 令和3年10月1日～ 令和5年9月30日	長崎県水産部 長崎県土木部 土地開発公社 住宅供給公社	長崎県農林部 長崎県環境部自然環境課 道路公社
鋼構造物工事 塗装工事 しゅんせつ工事	5年間 平成30年10月1日～ 令和5年9月30日	長崎県水産部 長崎県土木部 土地開発公社 住宅供給公社	長崎県農林部 長崎県環境部自然環境課 道路公社
鋼橋上部工 PC工事 (PC上部工・PCタンク)	5年間 平成30年10月1日～ 令和5年9月30日	長崎県水産部 長崎県土木部 土地開発公社 住宅供給公社	長崎県農林部 長崎県環境部自然環境課 道路公社 九州地方整備局
浮桟橋工事 (工場製作を伴う浮桟橋または浮防 波堤工事(新設に限る))	5年間 平成30年10月1日～ 令和5年9月30日	長崎県水産部 長崎県土木部 土地開発公社 住宅供給公社	長崎県農林部 長崎県環境部自然環境課 道路公社
建築一式工事 電気工事 管工事 電気通信工事	5年間 平成30年10月1日～ 令和5年9月30日	長崎県水産部 長崎県土木部 長崎県総務部県庁舎建設課 道路公社	長崎県農林部 長崎県環境部自然環境課 土地開発公社 住宅供給公社

総合評価の対象工事	対象期間	発注機関	
解体工事	5年間	長崎県水産部	長崎県農林部
	平成30年10月1日～ 令和5年9月30日	長崎県土木部 土地開発公社 住宅供給公社	長崎県環境部自然環境課 道路公社 長崎県警本部庁舎解体工事

総合評価の対象工事	対象期間	発注機関	
その他機械器具設置工事等	5年間	長崎県水産部	長崎県農林部
	平成30年10月1日～ 令和5年9月30日	長崎県土木部 土地開発公社 住宅供給公社	長崎県環境部自然環境課 道路公社

②申請方法

- 申請書の「①工事成績の評定」に工事種別を選択し①-1に平均点（長崎県の成績評定は小数第一位切り捨て、九地整の成績評定は小数第二位切り捨て）、①-2に件数を記載する。

①工事成績の評定（記入必須）

工事種別									
①-1 工事成績の評定									点
①-2 施工実績件数									件

← 選択入力
← 長崎県実績は少数第一位切り捨て
九地整実績は少数第二位切り捨て
(PC上部工事、鋼橋上部工事の場合)

- 以下の様式を対象工事の種類毎に申請書に添付して提出すること。
- 提出書類は以下の様式のみとし、工事成績評定通知書等の写しは不要とする。

様式名	総合評価の対象工事
様式1-1	土木一式工事（第1回申請時のみ）

様式名	総合評価の対象工事		
様式1-2	土木一式工事（随時申請時のみ）		
	とび・土工・コンクリート工事	舗装工事	塗装工事
	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	浮棧橋工事
	建築一式工事	電気工事	管工事
	解体工事	電気通信工事	
	鋼橋上部工事（県発注工事）	PC工事（PC上部、PCタンク）（県発注工事）	

様式名	総合評価の対象工事
様式1-3	鋼橋上部工事（九地整発注工事） PC工事（PC上部、PCタンク）（九地整発注工事）

③土木一式工事の申請における注意事項

- 第1回申請時の場合のみ、工事成績評定の対象となる工事を当初設計額3,500万円以上の工事又は最終請負額500万円以上の工事のいずれかを選択することができる。ただし、年度途中で選択した内容の変更は出来ない。
- 第1回申請時に選択しない場合又は第2回申請及び随時申請では、最終請負金額500万円以上を対象とする。

- [例] 当初設計額3,500万円以上の工事を対象にした場合、平均点78点、件数6件
 当初設計額500万円以上の工事を対象にした場合、平均点77点、件数10件
- 評価点の合計を参考に、500万円以上の実績を選択することで、技術提案型や施工能力1型の総合評価では評価が高くなる。
 - 評価が高い技術提案型や施工能力1型に対し、2型と3型では評価が低くなる場合があるため、どちらを選択するかよく検討すること。

評価対象	タイプ	評価項目	実績	評価点	合計	評価選択↓
当初設計額 3,500万円以上の工事	技術提案型	工事成績評定（平均）	78	0.53	0.88	
		施工実績件数	6	0.35		
	施工能力 1型	工事成績評定（平均）	78	0.3	0.5	
		施工実績件数	6	0.2		
	施工能力 2型、3型	工事成績評定（平均）	78	0.3	0.3	
		施工実績件数	-	-		
最終請負額 500万円以上の工事	技術提案型	工事成績評定（平均）	77	0.35	1.05	○
		施工実績件数	10	0.7		
	施工能力 1型	工事成績評定（平均）	77	0.2	0.6	
		施工実績件数	10	0.4		
	施工能力 2型、3型	工事成績評定（平均）	77	0.2	0.2	
		施工実績件数	-	-		

2. 優秀工事表彰【第1回申請又は随時申請の登録項目】

【優秀工事表彰の評価の基準：施工能力1型（施工計画1型）の配点例】

	土木一式	とび		舗装	解体	PC		浮棧橋		塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	フレテン	ハイブリッド	鋼製						
知事表彰					0.2				0.3			0.2			0.1
機関長表彰					0.1				0.15			0.1			0.05
表彰なし					0				0			0			0

鋼橋上部工事	
知事表彰・九州地方整備局長表彰	0.4
機関長表彰・九州地方整備局各事務所長表彰	0.2
表彰なし	0

PC上部工事（ボステン等）	
知事表彰・九州地方整備局長表彰	0.2
機関長表彰・九州地方整備局各事務所長表彰	0.1
表彰なし	0

①表彰実績の要件

- ・公告日の属する年度の直前10ヵ年度（平成25年度）から公告日までに、長崎県又は九州地方整備局の優秀工事表彰又は下請表彰の実績を対象とする。
- ・優秀工事表彰の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及びその他構成員の実績とする。
- ・対象工事と受賞工事の工事種別及び表彰の対象は以下のとおり。

総合評価の対象工事	対象となる表彰の工事種別	表彰の対象
土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事	受賞工事の工事種別は不問	長崎県の優秀工事表彰
舗装工事 しゅんせつ工事		
鋼構造物工事 塗装工事		
電気工事 管工事		
電気通信工事		

[例] とび・土工・コンクリート工事の総合評価で、受賞工事が土木一式工事であっても評価の対象となる。

総合評価の対象工事	対象となる表彰の工事種別	表彰の対象
鋼橋上部工事 PC工事（PC上部、PCタンク）	受賞工事の工事種別は不問	長崎県の優秀工事表彰 九州地方整備局の優秀工事表彰
総合評価の対象工事	対象となる表彰の工事種別	表彰の対象
浮棧橋工事	左記の工事による受賞に限る	長崎県の優秀工事表彰

総合評価の対象工事	対象となる表彰の工事種別	表彰の対象
建築一式工事	左記の工事による受賞に限る	長崎県の優秀工事表彰
総合評価の対象工事	対象となる表彰の工事種別	表彰の対象
解体工事	左記の工事による受賞に限る	長崎県の優秀工事表彰

②申請方法

- ・県が把握している表彰実績により評価するため入力不要とする。（「活用する」を選択すること）
- ・専門業種用についても同様に入力不要とする。
- ・九州地方整備局の優秀工事表彰を申請する場合は、「活用しない」を選択し、表彰状の写しを申請書に添付すること。
- ・九州地方整備局の優秀工事表彰を共同企業体で申請する場合は、表彰状の写しの他にコリンスの写しを提出すること。
- ・九州地方整備局の表彰実績を申請する場合は、局長表彰は知事表彰を選択し、事務所長表彰は機関長表彰を選択すること。

②優秀工事表彰（県データを使用する場合は記入不要です）

県の表彰データを			
②-1 優秀工事表彰			
②-2 優秀工事表彰 （専門業種用）	建築一式工事	解体工事	浮桟橋工事

※同一工種での発注の際に評価

③注意事項

- ・優秀工事表彰の実績がある場合は、申請書の②-1 に知事表彰または機関長表彰を県が入力する。（九州地方整備局の表彰の場合は、知事表彰または機関長表彰を選択すること）
- ・建築一式工事で表彰実績がある場合は、申請書の②-2 の建築一式工事の欄に表彰の種類を県が入力する。（申請書の②-1 の表彰と重複する場合有り）
- ・解体工事及び浮桟橋工事についても、建築一式工事と同様、県が入力する。

[例] 土木一式工事と建築一式工事で表彰の実績がある場合の評価の考え方

- (1) 土木一式工事で機関長表彰の実績があるが、建築一式工事で知事表彰の実績がある場合
 申請書②-1 は知事表彰を選択（上位の表彰を選択）
 申請書②-2 は知事表彰を選択（建築一式工事の表彰を選択）

②-1 優秀工事表彰	知事			← 上位の表彰
②-2 優秀工事表彰 （専門業種用）	建築一式工事	解体工事	浮桟橋工事	← 建築一式の表彰
	知事			

- (2) 土木一式工事で知事表彰の実績があるが、建築一式工事では機関長表彰の実績の場合
 申請書②-1 は知事表彰を選択（上位の表彰を選択）
 申請書②-2 は機関長表彰を選択（建築一式工事の表彰を選択）

②-1 優秀工事表彰	知事			← 上位の表彰
②-2 優秀工事表彰 （専門業種用）	建築一式工事	解体工事	浮桟橋工事	← 建築一式の表彰
	機関長			

3. 継続的専門能力啓発システム（CPDS／建築CPD）【第1回申請又は随時申請の登録項目】
【CPDS／建築CPDの評価の基準：施工能力1型（施工計画1型）の配点例】

	土木一式		とび		舗装	PC		鋼構造物	鋼橋上部	塗装	しゅんせつ
	陸上	海上	吹付	地すべり		タンク	フレテン ポステン				
100ユニット以上	0.3						0.5	0.3			
100ユニット未満	0						0	0			

	電気	管	電気通信	解体	建築一式
36単位以上	0.3				
36単位未満	0				

①評価の対象及び受講期間

- ・公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間の期間に受講したものとする。
期間：令和4年11月1日～令和5年10月31日
- ・評価の対象CPDS又は建築CPDの学習単位を評価する工種は以下のとおり

CPDS		建築CPD	
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	建築一式工事	解体工事
舗装工事	しゅんせつ工事	電気工事	管工事
鋼構造物工事	塗装工事	電気通信工事	
鋼橋上部工事	PC工事		

②申請方法

- ・県（監理課）に提出した主観データにより評価する場合は入力不要とする。（「活用する」を選択すること）
- ・主観データは土木工事業と建築工事業にのみ有資格者の学習単位を求めているため、土木や建築以外を生業にした企業や、総合評価に必要な学習単位を有さない企業については、「活用しない」を選択し、別途、申請書③-1にCPDSのユニット数、③-2に建築CPDの単位数を記載すること。
- ・総合評価においては、従業員も含めた学習単位で申請可能とする。

③継続的専門能力啓発システム（CPDS/建築CPD）（県データを使用する場合は記入不要です）

監理課データ（主観点）を	
③-1 CPDS	ユニット ③-2 建築CPD 単位 ※使用しない場合に記入

③注意事項

- ・対象期間の学習履歴証明書を申請書に添付して提出すること。
- ・学習履歴証明書に記載されている集計期間が対象期間と異なる場合は、対象期間内の学習履歴証明書を併せて提出すること。ただし、学習履歴証明書に記載されている集計期間が対象期間の範囲内の場合においては、学習履歴証明書の提出は不要とする。

4. 従業員数【第1回申請又は随時申請の登録項目】

【従業員数の評価の基準：施工能力1型（施工計画1型）の配点例】

	土木一式	とび		舗装	解体	PC		鋼構造物	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	フレテン ポステン							
30人以上	0.1													
10人以上30人未満	0.05													
10人未満	0													

①従業員数の要件

- 公告日の属する年度の前年度に、法第11条の規定に基づき提出した変更届出書の使用人数で評価する。

②申請方法

- 県（監理課）に提出（報告）した主観点データにより評価する場合は入力不要とする。（「活用する」を選択すること）
- 県提出の主観点データがない場合は、「活用しない」を選択し、変更届出書（受付印が押印されたもの）及び様式4号使用人数の写しを提出すること。ただし、当該年度に使用人数の変更が無かった場合は、使用人数の変更を行った最新の変更届出書を提出すること。

④従業員数（県データを使用する場合は記入不要です）

監理課データ（主観点）を	
④-1 従業員数	

5. 年度平均完成工事高【第2回申請又は随時申請の登録項目】

①実績対象工事の要件

- 工事完成確認書の通知日が公告日の属する年度の直前5ヵ年度（令和元年度～令和5年度）の期間にある工事とする。
- 最終請負金額が500万円以上の工事とする。
- 債務負担行為工事の場合は、最終全体請負契約額とする。（当該年度支払限度額のみとはしない。）
- 共同企業体の場合、年間受注高及び年度平均完成工事高は、代表構成員、その他構成員共にそれぞれの出資比率を乗じて算出する。
- 対象工事毎の算出の対象になる工事と発注機関は以下のとおり。

総合評価の対象工事	完工高算出の対象になる工事	発注機関
土木一式工事 しゅんせつ工事	土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 しゅんせつ工事	長崎県水産部 長崎県農林部 長崎県土木部

総合評価の対象工事	完工高算出の対象になる工事	発注機関
工場製作を伴う浮棧橋または浮防波堤工事（新設に限る）	工場製作を伴う浮棧橋または浮防波堤工事（新設に限る）	長崎県水産部 長崎県農林部 長崎県土木部

②申請方法

- 申請書の「⑤年度平均完成工事高」の欄に、土木一式工事及びしゅんせつ工事の総合評価に参加する企業は、様式2-1-⑥より5カ年平均完成工事高を記載し、浮棧橋工事の総合評価に参加する企業は、様式2-2より5カ年平均完成工事高を記載すること。

⑤年度平均完成工事高

評価項目	土木一式及びしゅんせつ	鋼構造物（浮棧橋）	単位
年度平均完成工事高			円

↑
様式2-1-⑥
↑
様式2-2

- 以下の様式を対象工事の種類毎に申請書に添付して提出すること。
- 提出書類は以下の様式のみとし、工事完成確認書等の写しは不要とする。

様式	総合評価の対象工事
様式2-1-① 令和元年度完成工事高	土木一式工事 しゅんせつ工事
様式2-1-② 令和2年度完成工事高	
様式2-1-③ 令和3年度完成工事高	
様式2-1-④ 令和4年度完成工事高	
様式2-1-⑤ 令和5年度完成工事高	
様式2-1-⑥ 5カ年平均完成工事高	
様式2-2 5カ年平均完成工事高	工場製作を伴う浮栈橋または浮防波堤工事（新設に限る）

6. 管内の施工実績【第2回申請又は随時申請の登録項目】

【管内の施工実績の評価の基準：施工能力1型（施工計画1型）の配点例】

	土木一式	とび吹付	舗装	解体	PC		鋼構造物	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
					タンク	フレテンボステン							
5件の施工実績あり	0.5				1.1				0.5		1.1		0.6
3件以上5件未満の施工実績あり	0.25				0.55				0.25		0.55		0.3
3件未満の施工実績	0				0				0		0		0

地すべり対策工事	
3件の施工実績あり	1.9
1件以上3件未満の施工実績あり	0.95
実績なし	0

①実績対象工事の要件

- 公告日の属する年度の直前15カ年度（平成21年度から令和5年度まで）に完成した最終請負金額2,500万円以上の公共工事で管内において元請として施工した実績とする。

※公共工事の定義

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。

- 受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及びその他構成員の施工実績とし、その他構成員の実績で申請する場合は、出資比率を乗じた最終請負金額が2,500万円以上の公共工事が実績の対象となる。
- 対象となる公共工事の種類と工事種別は以下のとおり

【様式3-1を提出する総合評価の対象工事】

総合評価の対象工事	公共工事の種類	実績の対象になる工事種別
土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 舗装工事 PC工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 塗装工事	長崎県（県警、公社等を含む）が発注した建設工事	工事種別の指定無し

【例1】実績の考え方

- ア) 土木一式工事の総合評価の場合、長崎県（県警、公社等を含む）が発注した最終請負金額2,500万円以上の舗装工事やしゅんせつ工事の実績も評価の対象になる。
- イ) 塗装工事の総合評価の場合、長崎県（県警、公社等を含む）が発注した最終請負金額2,500万円以上の土木一式工事や鋼構造物工事の実績も評価の対象になる。

【様式3-2を提出する総合評価の対象工事】

総合評価の対象工事	公共工事の種類	実績の対象になる工事種別
管工事 電気工事 電気通信工事	国、県（長崎県公立大学法人を含む）、市町及び特殊法人等が発注した建設工事又は契約の相手方が公社である建設工事	工事種別の指定無し

【例2】実績の考え方

- ウ) 電気工事の総合評価の場合、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）、国、市町、特殊法人等が発注した最終請負金額2,500万円以上の舗装工事や土木一式工事の実績も評価の対象になる。
- エ) 管工事の総合評価の場合、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）、国、市町、特殊法人等が発注した最終請負金額2,500万円以上の電気工事、建築一式工事の実績も評価の対象になる。
- オ) 管内を跨ぐ公共工事の実績については、この事前審査制度を活用する場合のみ実績としてカウントできるものとし、施工区域の中の一つの管内を選択し実績とすることができる。
（事前審査制度を活用しない場合は、管内を跨ぐ公共工事を実績として評価しない）

【様式3-3を提出する総合評価の対象工事】

総合評価の対象工事	公共工事の種類	実績の対象になる工事種別
建築一式工事	国、県（長崎県公立大学法人を含む）、市町及び特殊法人等が発注した建設工事又は契約の相手方が公社である建設工事	建築一式工事

【様式3-4を提出する総合評価の対象工事】

総合評価の対象工事	公共工事の種類	実績の対象になる工事種別
解体工事	国、県（長崎県公立大学法人を含む）、市町及び特殊法人等が発注した建設工事又は契約の相手方が公社である建設工事	解体工事

・施工実績の対象となる工事の施工場所が該当する管内で評価する。

管内	施工場所の市町
長崎	長崎市 長与町 時津町
大瀬戸	西海市
県央	諫早市 大村市
島原	島原市 雲仙市 南島原市
県北	佐世保市 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 佐々町
田平	平戸市 松浦市
五島	五島市
上五島	上五島市
壱岐	壱岐市
対馬	対馬市

※例：農林部工事などで県央振興局が発注した川棚町の工事は、県北管内の実績となる。

②申請方法

- 申請書の⑥-1管内の施工実績については、様式3-1に記載した各管内の実績件数を記載する。

⑥-1管内の施工実績15年間に完成した工事（最大5件）

	長崎	大瀬戸	県央	島原	県北	田平	五島	上五島	壱岐	対馬
件数										

- 申請書の⑥-2管内の施工実績の件数（電気、管、電気通信）については、様式3-2に記載した各管内の実績件数を記載する。（電気工事、管工事、電気通信工事の総合評価で評価する件数となる）
- 申請書の⑥-2管内の施工実績件数（建築）については、様式3-3に記載した各管内の実績件数を記載する。（建築一式工事の総合評価で評価する件数となる）
- 申請書の⑥-2管内の施工実績件数（解体）については、様式3-4に記載した各管内の実績件数を記載する。（解体工事の総合評価で使用したが、施工実績件数（建築）に記載した件数のいずれかで評価する）

⑥-2管内の施工実績（電気、管、電気通信、建築一式、解体工事）※15年間に完成した工事（最大5件）

	長崎	大瀬戸	県央	島原	県北	田平	五島	上五島	壱岐	対馬
件数（電気、管、電気通信）										
件数（建築）										
件数（解体）										

- 以下の様式を申請書に添付して提出すること。
- 様式3-1は、表に記載された土木一式工事～塗装工事の総合評価で評価の対象となる各管内での施工実績を記載するものとし、長崎県（県警、公社等を含む）が発注した最終請負金額2,500万円以上の工事（建設業29業種のすべての工事が対象）を記載すること。
- 様式3-2は、表に記載された電気工事～電気通信工事の総合評価で評価の対象となる各管内での施工実績を記載するものとし、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）に加え、国、市、特殊法人が発注した最終請負金額2,500万円以上の工事（建設業29業種すべての工事が対象）を記載すること。
- 様式3-3は、建築一式工事の総合評価で評価の対象となる各管内での施工実績を記載するものとし、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）に加え、国、市、特殊法人が発注した最終請負金額2,500万円以上の建築一式工事を記載すること。
- 様式3-4は、解体工事の総合評価で評価の対象となる各管内での施工実績を記載するものとし、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）に加え、国、市、特殊法人が発注した最終請負金額2,500万円以上の解体工事を記載すること。
- 長崎県が発注した工事の場合は、様式のみ提出とし、コリンズ等の写しは不要とする。
- 長崎県以外が発注した工事の場合は、最終請負金額、施工場所、完成日、共同企業体の構成員が確認できるコリンズ等の写しを添付し提出すること。

③注意事項

- 長崎県が発注した工事は、発注番号を記入した場合は、コリンズ番号の記入は不要とする。
- 長崎県以外が発注した工事は、発注番号の記入は不要とし、コリンズ番号を記入すること。

【例1】土木一式工事や建築一式工事に参加する企業が、県央地区で以下の施工実績を申請する場合

- ア) 県発注の土木一式工事の実績が3件 →様式3-1に記載
- イ) 県発注の舗装工事の実績が1件 →様式3-1に記載
- ウ) 県発注の建築一式工事の実績が1件 →様式3-1と様式3-3の両方に記載
- エ) 市発注の建築一式工事の実績が1件 →様式3-3のみに記載

⑤-1 管内の施工実績15年間に完成した工事（最大5件）

管内	長崎	大瀬戸	県央	島原	県北	田平	五島	上五島	杵岐	対馬
件数			5							

⑤-2 管内の施工実績（電気、管、電気通信、建築一式、解体工事）15年間に完成した工事（最大5件）

管内	長崎	大瀬戸	県央	島原	県北	田平	五島	上五島	杵岐	対馬
件数（電気、管、電気通信）										
件数（建築）			2							
件数（解体）										

様式3-1に記載したア、イ、ウの合計

様式3-3に記載したウ、エの合計

【例2】電気工事や機械器具設置工事に参加する企業が、県北地区で以下の施工実績を申請する場合

- オ) 県発注の電気工事の実績が2件 → 様式3-1と様式3-2の両方に記載
- カ) 県発注の機械器具設置工事の実績が1件 → 様式3-1と様式3-2の両方に記載
- キ) 県立大学法人発注の電気工事の実績が2件 → 様式3-2のみに記載

⑤-1 管内の施工実績15年間に完成した工事（最大5件）

管内	長崎	大瀬戸	県央	島原	県北	田平	五島	上五島	杵岐	対馬
件数					3					

⑤-2 管内の施工実績（電気、管、電気通信、建築一式、解体工事）15年間に完成した工事（最大5件）

管内	長崎	大瀬戸	県央	島原	県北	田平	五島	上五島	杵岐	対馬
件数（電気、管、電気通信）					5					
件数（建築）										
件数（解体）										

様式3-1に記載したオ、カの合計

様式3-2に記載したオ、カ、キの合計

7. 社会貢献活動A【第2回申請又は随時申請の登録項目】

【社会貢献活動Aの評価の基準：施工能力1型（施工計画1型）の配点例】

	土木一式		とび		舗装	解体	PC		鋼構造物	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
	陸上	海上	吹付	地すべり			タンク	フレテンボステン							
活動実績A（4回以上）	0.5	0.3	0.5	0.8			0.5				0.3		0.5		0.2
活動実績B（2回以上4回未満）	0.25	0.15	0.25	0.4			0.25				0.15		0.25		0.1
活動なし（2回未満）	0	0	0	0			0				0		0		0

公共施設の清掃美化活動について

①公共施設の清掃美化活動の要件

- 公告日属する年度の前年度の活動実績とする。
- 「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。また、当該企業名で登録されていない場合でも、活動実績報告等の提出資料で企業名が確認できる場合は対象とする。
- 登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録したものとする。
- 登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名での登録ができない場合は、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明できるもの、かつ当該企業の従業員が10名以上参加したことを企業の代表者が証明できるものとする。

②公共施設の清掃美化活動の申請方法

- 各管内における活動回数を記載し、管内ごとにまとめた以下の資料を申請書に添付して提出すること。（登録通知書など不足がないこと）
- 活動の算定は、1日を1回とする。

活動内容	登録の証明写し	活動回数の証明写し	参加者の証明写し
長崎県アダプト事業	「アダプト決定通知」	「清掃・美化作業終了届」	不要
長崎県愛護団体登録制度	「愛護団体登録通知書」	「清掃・美化作業終了届」	不要
国、市、町に関する活動 (企業名で登録の場合)	企業名が記載された登録通知等、又は公的機関の証明書等	作業終了届等、又は公的機関の証明書	不要
国、市、町に関する活動 (企業名以外で登録の場合)	登録名及び企業名が記載された登録通知等、又は公的機関の証明書等	作業終了届等、又は公的機関の証明書	参加者名簿一覧に代表者の証明

③公共施設の清掃美化活動の申請の注意事項

- 活動回数を証明する資料については、提出先の受付印は無いものは無効とする。

災害視支援に関する活動について

①災害支援に関する活動の要件

- 公告日属する年度の前年度の活動実績とする。
- 災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練で、所属団体の長が長崎県土木部長もしくは各地方機関長と連携して実施するもの。
- 災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検で、所属団体の長が実施するもの。
 ※五島振興局及び五島振興局上五島支所管内における「災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練」は、それぞれの長と連携して実施したものを対象とする。
 ※「災害支援協定」とは、「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定」等の協定を長崎県土木部長もしくは各地方機関長と各業界団体の長が締結したものをいう。

②災害支援に関する活動の申請方法

- 各管内における活動回数を記載し、申請企業が所属する協定団体が証明する資料を申請書に添付して提出すること。

8. 社会貢献活動B【第2回申請又は随時申請の登録項目】

【社会貢献活動Bの評価の基準：施工能力1型（施工計画1型）の配点例】

	土木一式		とび		舗装	解体	PC		鋼構造	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
	陸上	海上	吹付	地すべり			タンク	フレテンボステン							
いずれか該当あり	0.2	0.1	0.2	0.3			0.2				0.1	0.2		0.1	
なし	0	0	0	0			0				0	0		0	

①各活動の要件

活動内容	活動要件
消防団員の雇用	当該年度の管内に所在する消防団員の雇用
土木の日	令和5年度の管内における土木の日イベント運営に協力
住宅フェア	令和5年度の管内における住宅フェアイベント運営に協力
山地防災ヘルパー	令和5年度の管内における1回以上の活動実績
道守等の雇用	当該年度の「道守」、「特定道守」、「道守補」に認定され、資格を満たす活動実績がある従業員の雇用
インターンシップ	令和5年度の県内の建設業に係る現場実習（インターンシップ）に協力したもの（内定先での就業前実習は除き、連続で3日間以上）

②各活動の申請方法

- 申請書には該当管内で該当実績がある項目にありを選択し、以下の活動実績を証明する資料を申請書に添付して提出すること。

活動内容	証明資料
消防団員の雇用	<ul style="list-style-type: none"> 所属する消防団員の分団長等が公告日の属する年度に証明した資料 消防団協力事業所の認定証で申請する場合は、消防団協力事業所表示証交付（再）申請書（従業員の消防団所属状況の分かる資料）の写しも併せて提出すること。
	当該企業に所属する従業員であることの証明資料（健康保険証等の写し）

活動内容	証明資料
土木の日	管内ごとに運営協力状況を申請企業が所属する団体の長が証明する資料
住宅フェア	

活動内容	証明資料
山地防災ヘルパー	山地災害・治山施設状況報告書又は活動実績証明書の写し
	山地防災ヘルパー認定証等の写し
	従業員であることを証明する資料（健康保険証等の写し）

※山地防災ヘルパーの活動場所と担当機関（森林土木担当課）は以下のとおり

担当機関 (証明する機関)	活動実績場所
県央振興局	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡、東彼杵郡
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡
五島振興局	五島市、南松浦郡
杵岐振興局	杵岐市
対馬振興局	対馬市

活動内容	証明資料
道守等の所属	「道守」、「特定道守」、「道守補」のいずれかの認定証の写し
	当該企業に所属する従業員であることの証明資料（健康保険証等の写し）

活動内容	証明資料
インターンシップ	<p>「将来の長崎県の建設産業を担う人材の育成事業」において、土木系及び農業土木系専門高校生徒の企業実習（現場実習）を実施したことを申請企業が属する団体の長が証明する資料</p> <p>上記以外で、各種学校等が取り組む建設業に係る県内の現場実習（インターンシップ）を実施したことを、対象となる学生が属する学校長が確認した実施確認書</p>

9. その他

○事前審査登録の注意事項

- 1) 事前審査登録の申請は全ての工種について受付けます。申請者が希望する工種において事前審査登録の対象となる評価項目については、工種別早見表を参照してください。事前審査登録を希望しない項目についての申請は不要です。
- 2) 申請があった項目については、添付資料により確認後、県のデータベースに登録を行います
が、コリンズの写しやアダプト決定通知、愛護団体登録通知書等の添付資料に不備があり、再提出を求める事案が多く散見されています。添付資料等に不備がある場合は、評価しないことがありますので、よく確認して間違いが無いように注意してください。
- 3) 「工事成績の評定」、「施工実績件数」、「年度平均完成工事高」については県データと照合を行い、申請データと異なる場合は県担当者から申請者へ連絡し、相互にデータの確認した後に登録を行います。
- 4) 長崎県建設工事入札参加資格審査に係る土木部監理課の確認データ並びに県の優秀工事表彰実績を活用する場合は、県が「CPDS」、「従業員数」、「優秀工事表彰」の入力を行います。
- 5) 審査結果については、各申請後に登録した内容を記載した「事前審査結果通知書」を郵送します。登録データに相違がある場合は、県担当者に連絡をお願いします。
- 6) 第2回申請期間後に申請を希望する方は、随時申請で全ての事前申請対象項目の申請を受付けますので、5月以降、各月1日～15日まで（当日消印有効）に申請書を提出してください。
また、第1回申請及び第2回申請の審査結果について、登録内容の修正・変更がある場合には変更申請を行うことが出来ます。

○申請期間及び申請方法

1) 第1回申請

申請期間：前年度の1月～2月末日（当日消印有効）

提出物：紙媒体1部（第1回申請書と添付資料等）

電子媒体（CD）1部（第1回申請書及び提出様式のエクセルデータと添付資料のPDFデータ）

注意事項：電子媒体のラベルに「R6年度第1回申請」と企業名を記入し84円切手を貼った返信用封筒（長3号120mm×235mm）を同封して郵送すること。

2) 第2回申請

申請期間：**毎年**4月1日～4月15日（当日消印有効）

提出物：紙媒体1部（第2回申請書と添付資料等）

電子媒体（CD）1部（第2回申請書及び提出様式のエクセルデータと添付資料のPDFデータ）

注意事項：電子媒体のラベルに「R6年度第2回申請」と企業名を記入し84円切手を貼った返信用封筒（長3号120mm×235mm）を同封して郵送すること。

3) 随時申請の場合

申請期間：**毎年**5月1日～15日締切（当日消印有効）

以降毎月1日～15日締切（当日消印有効）

提出物：紙媒体1部（随時申請書と添付資料等）

電子媒体（CD）1部（随時申請書及び提出様式のエクセルデータと添付資料のPDFデータ）

注意事項：電子媒体のラベルに「R6年度随時申請」と企業名を記入し84円切手を貼った返信用封筒（長3号120mm×235mm）を同封して郵送すること。

4) その他

- ・申請については郵送のみ受付けていますのでご注意ください。（**やむを得ない場合は持参可としますが受付用の控えをご用意ください**）
- ・84円切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合は「事前審査結果通知書」を郵送で

きませんのでご注意ください。(電話連絡いたしません)

5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部 建設企画課総合評価班

電話(直通) 095-894-3029